令和7年度以降の学校のICT環境整備 デジタル活用推進事業債の活用について

初等中等教育局　学校情報基盤・教材課

1. 令和7年度以降の学校の ICT 環境整備

文部科学省では、令和7年1月に「令和7年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」を策定するとともに、整備方針を踏まえた「学校の ICT 環境整備3か年計画（2025 ～ 2027 年度）」を策定しました。今回の計画は、1人1台端末の整備をはじめとした急速な ICT 環境の進展による変化を十分に踏まえ策定したもので、「当面の推奨帯域」を満たすなどの「インターネット通信費」の拡充、教員の業務環境改善のための「業務用ディスプレイ」、端末の充電忘れ等に対応するための「モバイルバッテリ」、各教科等の学習活動に共通で利用可能なツールや児童生徒の学校生活を支援するツールを想定した「学習者支援ツール」の追加等を行っています。本計画に必要な事業費を単年度で 1,464 億円（対前年比 32 億円増、これに加え、義務教育段階の1人1台端末の整備の地方負担分として単年度 373 億円を措置。）とし、所要の地方財政措置が講じられています。地方財政措置は各自治体の一般財源となりますので、教育関係者だけでなく、首長をはじめとした多くの方の理解を得ながら、学校の ICT 環境の充実に取り組んでいただきたいと考えています。

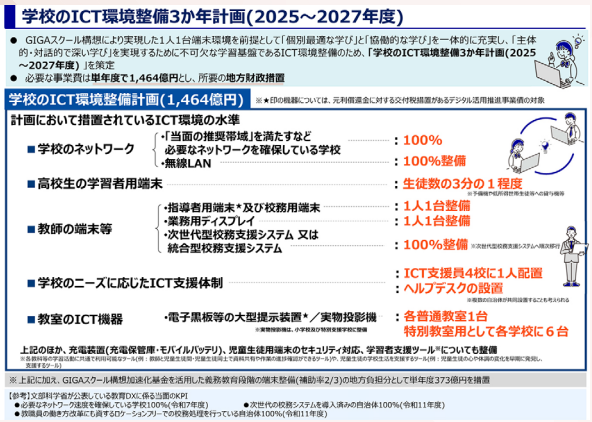

資料:学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）

2. デジタル活用推進事業債の活用について

総務省において新たに創設された「デジタル活用推進事業債」は「行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体 DX の推進」等を目的としており、実質的な地方負担が軽減できる特例的な財政措置となっています。

教育関係の活用例として、指導者用端末、電子黒板等の大型提示装置、共同調達によるクラウド型校務支援システム、外国人児童生徒や保護者のための翻訳システム、探究的な学びのための環境整備（児童生徒が共同利用する高性能端末、当該端末と一体として購入される音声動画編集ソフト・プログラミング教材（ドローン、ロボット等）等）、休校時等に提供される授業配信のためのモバイルルーター等の整備や、これらを利用するための公共施設内の LAN の整備などが考えられ、様々に活用することが可能です。

学校教育のみを対象とした事業ではないため、是非関係課と連携いただきながら、積極的な活用についてご検討いただければと思います。

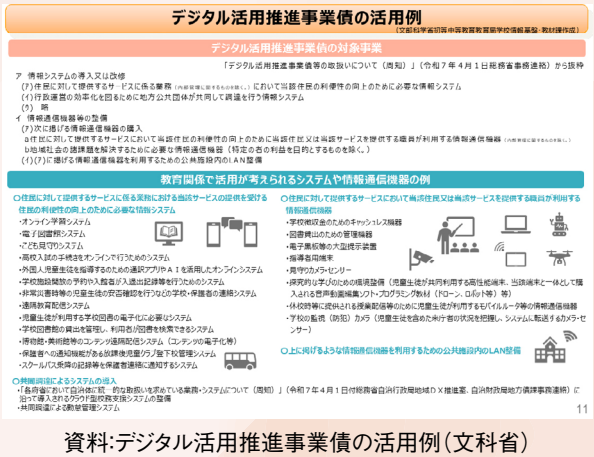

資料:デジタル活用推進事業債の活用例（文科省）